

事業事前評価表

1. 案件名

国名：バングラデシュ人民共和国

案件名：外国直接投資促進事業

L/A 調印日：2015年12月13日

承諾金額：15,825百万円

借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's Republic of Bangladesh）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の開発実績（現状）と課題

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、近年、欧米や我が国の縫製品メーカーの進出及び海外労働者送金（GDP の約 1 割）に支えられ、年率 6%以上の高いペースで成長を継続しており、今後も堅調な発展が見込まれている。バングラデシュの縫製業は、労働コストが中国等と比較しても低いことが強みとなっており、同国の輸出の 8 割を占める。しかしそのほとんどが欧米市場向けの低価格衣料品の委託加工で、原材料を輸入に依存しているため、輸出先市場の景気動向に左右され、更に関連産業への波及効果が薄く地場製造業が育たないことから、バングラデシュとしての経済的メリットは加工労賃所得に留まり、低賃金の国際競争にさらされる脆弱な経済構造となっている。同国がこのような経済構造から抜け出し、さらなる経済成長を実現していくためには、縫製品の高付加価値化や輸出競争力のある製造業の育成、ひいては産業全体の多角化を図っていく必要がある。そのためには投資の拡大が不可欠であり、技術の導入を伴う外国からの投資が期待される。

しかしながら、バングラデシュにおける外国直接投資額は GDP 比で 1.1%（2013 年）に過ぎない。ストックベースでも GDP 比 6.1%（同）と南アジア平均 10.9%（同）と比較しても低く、東南アジア平均 44.1%（同）とは大きく差が開いている。従って、同国の外国直接投資促進は急務であるが、同国内で操業する際の金融アクセスの悪さや基礎インフラの不足、煩雑な行政手続きなど、劣悪な投資環境は民間企業が進出を検討する際の大きなボトルネックになっている。

かかる状況に対応すべく、投資環境改善のための外国企業向けの中長期低利融資の拡大やインフラの整備が求められる。また、外国直接投資の受け皿となる工業団地などの大型インフラの整備に向け、煩雑な行政手続きの簡素化を実現し、我が国民間企業等によるインフラ輸出にもつながる PPP 事業の拡大が望まれる。

(2) 当該国における民間セクター開発の開発政策と本事業の位置づけ

同国の国家開発戦略の最上位に位置づけられる「第 6 次五ヶ年計画」（2011/12～2015/16 年度）では、製造業の多様化、輸出産業の強化を重点分野としており、また、「国家産業振興計画」（2010 年）では民間セクター主導による国内産業の成長等を重要視しており、本事業はこれらの計画や政策と合致している。

(3) 民間セクター開発に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対バングラデシュ JICA 国別分析ペーパー（2013年4月）において「バングラデシュの経済成長と日・バの更なる経済関係促進に資する経済特区整備等の投資環境整備への支援を最重点として取り組む」ことが必要であると分析しており、対バングラデシュ国別援助方針（2012年6月）における重点目標としても「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」が定められ、本事業はこれら分析、方針に合致する。また、PPP事業の促進は、我が国成長戦略にあるインフラ輸出の促進にも貢献する。当該セクターに対する近年の主な実績は以下の通り。

- ・有償資金協力：中小企業振興金融セクター事業（2011年度承諾）
- ・技術協力：投資環境整備アドバイザー（2012年～2014年、2014年～2016年）、産業政策アドバイザー（2013年～2015年）

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行は経済特区法整備やハイテクパーク（IT 工業団地）設立にかかる支援を行っている。アジア開発銀行は、中小企業金融、工業団地整備に係る官民連携支援を行っている。

(5) 事業の必要性

バングラデシュ政府は、製造業の多様化、輸出産業の強化を重点分野と位置づけており、外国直接投資を活用した民間セクター主導による国内産業の成長を図る上で、我が国を主とした外国企業等向けに現地通貨建ての短期及び中長期資金を供与し、これら企業が必要とするインフラの整備を進めることは、バングラデシュの産業開発を進めていく上で大きな意義を有する。本事業は、金融アクセスの改善や工業団地開発等の PPP 事業によるインフラ整備の促進を通じて同国の投資環境の改善を目指すものであり、我が国及び JICA の援助重点分野とも整合性があり、本事業を実施する必要性・妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、バングラデシュにおける日本向け経済特区の開発などの開発事業の実施や事業資金を供与することを通じて、金融アクセスの悪さやインフラの不足、煩雑な行政手続きなど、劣悪な投資環境を改善することにより、外国直接投資の促進を図り、もって同国の経済発展に資するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

バングラデシュ人民共和国全土

(3) 事業概要

- 1) ツーステップローンにより、我が国を主とした外国企業等に対して短期及び中長期の設備投資及び事業運転のための資金を供与
- 2) バングラデシュ政府に対するエクイティバックファイナンスにより、我が国企業と同国政府とによる PPP 事業を促進することにより、経済特区における工業団地開発等、外国企業の進出にあたって不可欠な大型インフラを整備
- 3) 事業地へのアクセス道路や電力・ガス供給など、外国からの進出企業が直接裨

益する基礎インフラを整備

※1)~3)を通じ、日本政府やバングラデシュ政府が事業に関与することにより、煩雑な行政手続きの簡素化が期待できる。

4) コンサルティング・サービス：参加金融機関の選定支援、及び事業進捗にかかるモニタリング支援

(4) 総事業費

23,349 百万円（うち、円借款対象額：15,825 百万円）

(5) 事業実施スケジュール

2015 年 12 月～2025 年 4 月を予定（計 113 ヶ月）。ツーステップローン貸付完了時（2025 年 4 月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's Republic of Bangladesh）

2) 保証人：なし。

3) 事業実施機関：

i. ツーステップローン 【実施機関】財務省銀行局（Bank and Financial Institutions Division, Ministry of Finance、以下、「BFID」という。）

【執行機関】バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank、以下、「BB」という。）

ii. エクイティバックファイナンス

【実施機関】財務省財務局（Financial Division, Ministry of Finance、以下、「FD」という。）

【執行機関】バングラデシュインフラ融資基金（Bangladesh Infrastructure Financial Fund Ltd.、以下、「BIFFL」という。）

iii. 周辺インフラ整備

【実施機関】首相府（Prime Minister's Office、以下、「PMO」という。）

【執行機関】バングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority、以下、「BEZA」という。）

4) 操業・運営／維持・管理体制：

本事業の運営は各執行機関（BB、BIFFL、BEZA）が行う。周辺インフラの維持管理については、BEZA が予算の確保及び責任を担うが、技術面については実際に建設を担う機関（道路交通・橋梁省道路・国道部（Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges、以下、「RHD」という。）、地方行政農村開発組合省・地方行政技術局（Local Government Engineering Department、以下、「LGED」という。）、バングラデシュ送電会社（Power Grid Company of Bangladesh Limited、以下、「PGCB」という。））が担う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

③ その他・モニタリング

その他・モニタリング：本事業では、3つのコンポーネントの執行機関が、円借款で雇用されるコンサルタントの支援を受けつつ、バングラデシュ国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることとなっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない。

https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/bangladesh/c8h0vm000090rzi-att/c8h0vm0000czwl89.pdf

2) 貧困削減促進：特になし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

ジェンダー対象外：ジェンダー視点に立った具体的な活動内容の実施可能性が見込めないことから対象外とする。

(8) 他ドナー等との連携

世界銀行は BEZA 設立に合わせて 2011 年 8 月より、民間セクター開発支援プロジェクト（PSDS：Private Sector Development Support）により BEZA による経済特区開発を支援（2011 年 8 月～2016 年 6 月、1.2 億ドル）。5 候補地の経済特区の事業化調査（Pre-FS）を実施。本事業では、同候補地も対象として検討。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2014)	目標値（2027年） 【事業完成2年後】
日本の対バングラデシュ直接投資額（百万US\$/年）	117	基準値より増加
我が国からバングラデシュへの進出企業数（社）	181	基準値より増加
事業で裨益する進出外国企業等の売上高（百万US\$/年）	サブローン 供与時にデ ータ記録	基準値より増加
事業で裨益する進出外国企業等と取引のあるバングラデシュ企業の収益（百万タカ）		基準値より増加
本事業で裨益する進出外国企業等による雇員人数（人）		基準値より増加

(2) 定性的効果

外国直接投資の拡大、外国企業に対する資金アクセスの改善、本邦企業による優れた経営ノウハウの移転・創造、経営資源の移転や新技術・新システムの導入を通じた新技術の創造、輸入代替効果による外貨の蓄積及び輸出産業への発展、雇用機会の創出、消費者利益の増大

(3) 内部収益率

サブプロジェクトが特定できないため、算出せず。

5. 外部条件・リスクコントロール

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件からの教訓

開発金融借款（ツーステップローン）に関する類似事業であるマレーシア「中小企業育成事業」の事後評価から、複数の実施機関（金融機関）を並列的に介在させる場合、融資対象・企業及びサブローン条件を一律限定的なものとし、各機関がターゲットとするエンドユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的に取り扱えるように設計することが有効であるとの教訓を得ている。

また、ミャンマー「ティラワ経済特別区開発事業」（海外投融資出資事業）の経験から、①民間企業の投資判断を促すためには、両国政府の強いサポートとリスク軽減策が必要、②民間企業の投資促進には投資先周辺インフラの整備が必要、との教訓があげられる。

(2) 本事業への教訓の活用

本事業では、融資条件（金利）の弾力性を確保することとしている。また、両国政府間で進出企業に対する免税等のインセンティブ付与に係る検討を進めるとともに、周辺インフラの整備を組み合わせた協力を予定している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 日本の対バングラデシュ直接投資額 (百万 US\$/年)
- 2) 我が国からバングラデシュへの進出企業数 (社)
- 3) 事業で裨益する進出外国企業等の売上高(百万 US\$/年)
- 4) 事業で裨益する進出外国企業等と取引のあるバングラデシュ企業の収益 (百万タカ)
- 5) 本事業で裨益する進出外国企業等による雇員人数 (人)

(2) 今後の評価のタイミング：事業完成2年後 (事後評価)

以 上